

今こそ、取調べの可視化 (取調べ全過程の録画)の実現を

今こそ、取調べの可視化(取調べ全過程の録画)の実現を

弁護士会は、長年、「取調べの可視化」(取調べ全過程の録画)を主張してきた。「冤罪防止」がその理由である。再審無罪判決となった免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件、氷見事件および足利事件、さらに、一審無罪判決となった志布志事件および厚生労働省元局長事件。いずれも、「密室における取調べ」によって「虚偽の自白調書」が作成され、その調書を根拠に罪のない者が起訴され、後者は誤判には至らなかったものの、前者は誤判に至った。

今月号の特集では、「取調べの可視化」を取り上げる。「取調べの可視化」は、現在、トピックスである。トピックスであるからこそ、今一度「なぜ

取調べの可視化が必要なのか」という理論面の検討から出発し、「日弁連が主張している可視化とはどのようなものなのか」、「反対論は正鵠を得ているのか」を明らかにし、最後に、現在の情勢の分析と将来の展望を行った。今月号の特集が「取調べの可視化」実現のための一里塚になれば、幸いである。
(広報室囑託 臼井 一廣)

CONTENTS

- I 私たちは、なぜ、取調べの可視化を求めるか
- II 取調べの可視化実現にむけての活動
- III 日弁連の提起する取調べ可視化法案の内容
- IV 課題と展望

I 私たちは、なぜ、取調べの可視化を求めるか

日弁連 取調べの可視化実現本部 副本部長 前田 裕司 (29期)



1 冤罪の根絶

—密室取調べによる虚偽自白の防止—

私たちが、取調べの可視化(取調べ全過程の録画)を求める理由は、国家による犯罪ともいふべき冤罪を根絶するためである。

1980年代、わが国では、死刑が確定した事件で4件もの再審無罪判決が相次いで出された。熊本県の免田事件(免田栄さん)、香川県の財田川事件(谷

口繁義さん)、宮城県の松山事件(齊藤幸夫さん)、静岡県の島田事件(赤堀政夫さん)の4件である。これらの事件はいずれも、「密室の取調べ」によって、「虚偽の自白調書」が作成され、それが重要な有罪の証拠とされて、誤判の原因となった。そして、21世紀においてもなお、「密室の取調べ」で、自白の強要が続行していることを目の当たりにした。事件自体が架空と指摘された公職選挙法違反の志布志事件(一審で12人の全員の無罪が確定)、強姦の真犯

人が判明して冤罪が晴れた氷見事件（再審により無罪確定）、DNA鑑定により有罪とされたが、DNA鑑定により無罪への途が開けた足利事件などである。これらの事件も、ありもしない事実を告白した「虚偽の自白調書」が存在した。

さらに、2010年、「密室取調べ」による検察官作成の虚構の供述調書が多数作成されたため、厚生労働省の局長が、不当にも逮捕、起訴され、裁判において、「共犯者」の虚偽の供述調書の証拠能力が否定されて、無実が明らかとなった事件も発生した。

虚偽の供述調書が作成される最大の原因は、「密室の取調べ」である。したがって、取調べの可視化は、「密室の取調べ」を第三者によっていつでも検証できる状態におき、捜査官の不当・違法な取調べによる虚偽自白を防止する極めて有効な手段である。

志布志事件、氷見事件、足利事件、厚生労働省事件の関係者が、声高く、取調べの可視化を訴えるのは、あまりにも当然というべきである。

2 裁判員裁判に自白調書の争いを 持ち込むことはできない

2009年5月21日から裁判員裁判が始まった。市民が職業裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪ならどのくらいの刑が相当かを判断する。取調べの可視化がなされないままに捜査段階での取調べが引き続き行われるとすると、裁判員の参加する公判の段階になって、これまでどおりに、捜査機関の作った自白調書が任意になされたものか、内容が信用できるかが争われるケースは、全然減らないことになる。自白の任意性・信用性の判断は、「密室でのやりとり」のために、これまでも審理に長期間

を要したうえ、職業裁判官にも判断が非常に困難であった。これが裁判員裁判に持ち込まれることになれば、裁判員に難きを強いることになり、裁判員裁判の根幹を揺るがすことになりかねない。このような争いを法廷に持ち込まないことが、取調べの可視化が必要な理由でもある。

すでに、裁判員裁判が始まって1年8ヶ月が経過している。今のところ、本格的に自白調書の任意性が争われて、取調べに対する証人尋問が実施されたり、あるいは、後述する一部録画が法廷で再生されて判断の対象とされたりしたケースは余り多くはない。これらの裁判に関する報告の累積を待つほかはないが、裁判員裁判における適正な審理を行ううえで、取調べの可視化は必須である。

3 検察庁・警察の一部録画は 可視化ではなく危険ですらある

検察庁は、裁判員裁判の導入を控えて、裁判員対象事件に限定した被疑者取調べの一部録画の試行に踏み切り、2009年4月以降は、全国で、裁判員裁判事件全件について一部録画を実施している。さらに、警察庁も、2008年9月、大規模な警察本部管内の警察署から、裁判員裁判事件における被疑者取調べの一部録画の試行を順次開始し、2009年4月からは全国化を図った。

しかし、これらは、自白調書を作成したあとに、あるいは取調べが終わり調書に署名を求めるときに、取調べを振り返る場面での録画が行われるにすぎない。取調べそのものの録画ではないのである。およそ不十分なものであるばかりか、取調べ過程全体につき誤った印象を与える危険すらあり、むしろ有害で

ある。取調べを録画するのであれば全過程の録画でなければ意味はないのである。

4 足利事件録音テープが示した 取調べ可視化の意義

足利事件では、再審公判開始の直前に取調べに関する録音テープが存在することが明らかとなり、再審公判で、検察官による録音のうち4本のテープが法廷で再現された。そして、1992年12月7日と翌8日の取調べ状況が明らかになった。

菅家さんは、当時、起訴された事件を含めて3件の幼女殺害事件への関与を疑われていたが、12月7日の取調べでは、検察官は余罪2事件についての供述を求めたつもりだった。ところが、菅家さんは、自白を続けていた起訴された事件についても、「やっていません」と真相を語ったのである。その理由は、検察官のオープンな質問にあった。すなわち、検察官は、「(今までの供述にこだわらないで)、きょうはもう自由な気持ちで、楽な気持ちで話してもらいたい。本当にやったのなら、本当にやったということで構わない。やっていないんだったら、やっていないということで構わない。」と、尋ねた。すると、菅家さんは、起訴された事件について、「やっていません」と答えた後、最初に任意同行され、取調べを受けたときの状況や不本意な虚偽自白をしたことを供述したのである。

ところが、検察官は、起訴事件の供述を虚偽と考えて、翌8日に再び、自白させた。自白をとった手法は、まさに、検察官の意図の押しつけ、あるいは偽計による尋問である。検察官は結論を誘導する質問を、次々にぶつけた。そのため、菅家さんはこれ

に耐えることができずに、再び虚偽の自白をするに至ったのである。

12月7日と翌8日の取調べは、全体が穏やかな尋問であっても、どのような尋問方法が、被疑者から真実の供述を引き出すことができるかを鮮やかに示している。足利事件における録音テープは、刑事司法関係者に対して、取調べ方法がいかにあるべきかの格好の材料を提供している。

このような検証は、現在の供述調書では絶対に不可能であり、電磁的な記録媒体こそが可能にする。取調べ状況が録画・録音されていることは、後日の取調べ状況の検証に極めて有効であることを足利事件の録音テープは示した。

また、足利事件の場合、再審公判の時点では、DNA鑑定の結果により自白が虚偽であることが判明していた。しかし、先入観なしに12月8日の録音テープだけを聞いて、それが虚偽の自白であったことを判断するのは、およそ困難だと思われる。12月7日の否認供述の録音テープがあることによって、かろうじて、12月8日の供述に疑問が生ずるという程度であった。

そういう意味で、足利事件の録音テープは、取調べの一部の録画では、供述の真偽を判断することは著しく困難で、判断を誤る可能性が高く、録画は取調べ全過程においてなされるべきことをも示したのである。

5 取調べ可視化反対論は 破綻している

法務省・検察庁、警察庁は、全過程の録画に頑強に反対している。そこで、これら可視化反対論の

理屈が、いかに根拠のないものであるかを指摘しておく必要がある。

第一に、信頼関係構築論である。取調べ状況のすべてが記録されることになると、捜査機関と被疑者との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがあるというものである。

しかし、捜査機関と被疑者との信頼関係の構築により自白が得られるということ自体、一つのフィクションにすぎない。取調べが密室で行われており、その状況が誰の目にもさらされていないからである。捜査官が信頼関係を構築して得た自白であるなどといっても、被疑者からすれば、威迫による自白、暴行による自白、利益誘導による自白であったかもしれない。そもそも、被疑者を逮捕・勾留することができる権限を持ち、拘束した被疑者を24時間支配し、被疑者を起訴するか否かもその裁量の下にある捜査官と、身体を自由を奪われたうえ、捜査官に生殺与奪の権を握られた被疑者との間に、対等を旨とする信頼関係など構築できるはずがないであろう。被疑者は、捜査官に迎合しやすい環境に置かれており、そのような中で、権力を持つ者が、被疑者との信頼関係を築いたうえで、取調べをして真実の供述を得ているのだなどというのは、まさに、捜査官の傲慢以外の何物でもないのである。

第二に、供述人保護論がある。すなわち、暴力団などの組織犯罪などにおいて、末端の構成員の被疑者が、組織の実態や首謀者からの指示状況などを供述するような場合、報復をおそれて供述調書に録取しないよう頼んでくることがあるが、取調べが可視化されると、そのような供述が得られなくなるというのである。

しかし、果たして、このような者がどのくらいいるのかも、密室での出来事であるがゆえに明らかとなっていない。逆に、実際の組織犯罪においては、組織の実態や首謀者からの指示状況を詳細に供述した末端者の供述調書が多数作成されている例があることを、多くの弁護人が経験している。首謀者などを立件するには、供述の証拠化が必然であって、捜査官が当該被疑者を説得して、多くの供述調書を作成してきたのが、わが国の組織犯罪の実情である。この理屈は、供述調書であれ、取調べの録画・録音であれ、大差はないはずである。供述調書の作成には応ずるが、録画・録音は拒否するという被疑者が、果たしてどのくらいいるだろうか。

仮に、そのような者がいるとすれば、取調べ可視化をして供述を確保し、供述人自身の保護のプログラムを別途実施すればよいのである。その場合には、諸外国で実施されている供述保護のプログラムが参考になる。

第三に、治安悪化論である。録画をすれば自白が得られない、自白が得られなければ有罪にできない、処罰できない事件が増えれば治安が悪化するというものである。

しかし、この立論は、取調べの可視化をすれば自白が得られなくなるという前提に誤りがある。すでに取調べの可視化を実現している国はいくつもあるが、それらの国において、可視化実施前と後とを比較して、可視化実施により、自白が得にくくなった等という国は一つもない。客観的な自白率にも変化はないとのことである。そして、当然ながら、可視化の実施により、治安が悪化したなどという国もないのである。

治安悪化論は、何の実証もない感覚的なものにすぎず、まさに、空論というべきである。

そのほか、可視化を実施した諸外国とわが国とは刑事訴訟制度が異なるのであり、刑事司法手続全体の中に位置づけて議論するべきであるとの反対論もある。しかし、これまでに、取調べの可視化を実施してきたイギリス、カナダ、アメリカ、イタリア、韓国、台湾など、いずれも、それぞれ異なる刑事司法制度を持っている。ただ共通するのは、密室取調べによる虚偽自白の弊害を除去して冤罪をなくすために、可視化を実現したことである。

6 取調べの可視化は世界の潮流である

2008年10月にジュネーブで開催された国連(自由権)規約委員会は、日本国政府に対して「締約国は、虚偽の自白を防止し、規約第14条に定められている被疑者の権利を確保するため、取調べの厳格な時間制限や法律を遵守しない行為への制裁につき規定する立法措置を取るとともに、取調べの全過程について体系的に録音・録画し、さらに全ての被疑者に、弁護人が取調べに立ち会う権利を保障すべきである」と勧告した。

そのような勧告がなされる背景には、表のとおり、諸外国ですでに取調べの可視化が実現しているからである。イギリスでは1980年代から、警察署での取

諸外国における取調べの可視化の実施状況

	全過程の録画・録音	弁護人の立会い
イギリス	○	○
アメリカ	○ ※イリノイ州他	○
フランス	○ ※休憩時間等を除く	○
ドイツ	×	○
イタリア	○	○
オーストラリア	○	○
台湾	○ ※運用は△	○
韓国	○	○
香港	○	○
モンゴル	×	○
日本	×	×

*筆者作成

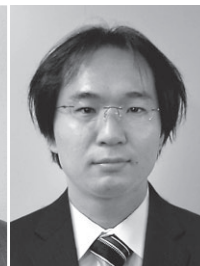
調べの録音が実施され、現在では録画が行われている。オーストラリアでも1990年代初頭から実施されており、アメリカでも幾つかの州で取調べの可視化が実現している。アジアの韓国、台湾、香港でも、可視化が実現しているのである。取調べの可視化は世界の潮流というべきである。

Ⅱ 取調べの可視化実現にむけての活動

日弁連 取調べの可視化実現本部 本部長代行 田中 敏夫 (20期)
日弁連 取調べの可視化実現本部 事務局次長 西田 穰 (57期)



田中本部長代行



西田事務局次長

1 日弁連における活動の経過

日弁連は2003年8月、取調べの可視化実現ワーキンググループを設置し、可視化問題への対応を開始した。そして、2004年6月、可視化実現運動を全国展開するため取調べの可視化実現委員会に改組し、さらに2006年4月には、可視化の実現を日弁連の最重要課題の一つと位置づけ、会長を本部長とし、副会長、理事をも構成員とする現在の取調べの可視化実現本部を立ちあげた。日弁連のホームページを見るとここ数年可視化がトップ扱いとなっており、日弁連としての位置づけは明確である。

この間、日弁連は2003年の段階で、可視化は刑事訴訟法の改正を要する立法課題であることに鑑み、刑事訴訟法改正案を公表した他、取調べの可視化を求める意見書を関係各機関に送り、人権擁護大会では決議をしている。また、2007年の定期総会でも決議をした。

そして、日弁連は今までに、大要次のような取り組みをしてきた。

① 可視化は法制化が必要な立法課題なので何より国会議員対策を重視してきた。

会長、副会長そして全国から選出されている理事を先頭に、日本弁護士政治連盟の協力も得て、あらゆる機会をとらえ、各党の国会議員に要請してきた。おそらく、この間の要請延べ回数は何千回になるであろう。

② あわせて、世論を盛り上げ、それを国会に反映させる署名運動を実行した。2008年2月から署名運動を全国で実施し、当初30万人が目標だったが、2009年3月末には約112万人もの署名を集めることに成功し、それを同年5月に衆議院に提出した。

可視化の実現を求める国民の声は私たちの予想をはるかに上回っていた。この時は「110万人の署名とともに取調べの可視化の実現を求める緊急院内集会」をえん罪被害者の参加を得て開催し、多くの国会議員の賛同を得た。なお、可視化の導入を求める集会は、この間のえん罪事件関係者の参加を得て何回も企画してきた。最近では、厚生労働省元局長事件関係の集会をもった。そして、世論を盛り上げる上で、マスコミ各社の論説、編集委員そして司法関係記者との懇談会はもちろんのこと、個別の記者への説明、説得活動を重視し、実施している。

③ 外国調査のためアメリカ、イギリス、オーストラリア、イタリア、韓国、台湾、香港、モンゴル等を訪れ、可視化は世界の潮流であることに確信を深めている。また、可視化について多くの人に理解してもらうための基本書や各種パンフレットの発行をした。さらに、検察庁や警察庁が実施している一部録画は捜査機関自らがやっているように「裁判員裁判における自白の任意性の効果的、効率的な立証のためのもの」で、捜査機関にとって都合のよい部分のみを録画しており、全過程の録画ではなく、かえって危険であることを明らかにするための意見書を作成した。

④ また、会員に可視化を求める刑事弁護の現場での実践を呼びかけてきた。その中で、会員に対して被疑者ノートと取調べの可視化申入書の活用を訴えた。被疑者ノートは全国的に普及し、裁判官の自白に対する評価にも影響を与えた判決も生まれてきている。そのような運動の中で、全単位弁護士会及び全弁護士会連合会が可視化を求める総会決議や会長声明を出した。現在は、全国の地方自治体で決議をあげる運動にも取り組んでいる。

2 現在の情勢

—昨年8月の総選挙の結果、それまで可視化に積極的な民主党を中心とする政権が生まれた。私たちは可視化実現のチャンスと考えた。何より民主党は2度にわたり可視化法案を参議院に上程し、可決しており、総選挙のマニフェストにも可視化を掲げていたからである。

しかし、現在の情勢はどうか。

法務省は昨年6月に発表した省内勉強会の「中間とりまとめ」で、録音・録画の対象とする取調べの範囲について検討を加える、必要に応じて新たな捜査手法の導入についても検討するとし、取調べの全過程の録画の実現に後ろ向きの方針を示した。残念ながら菅内閣の現時点での国会答弁も同じ趣旨のものとなっている。

しかし、昨年9月の厚生労働省元局長事件の無罪判決と証拠改ざん等の事件を受けて法務省に「検察の在り方検討会議」が設置されるに至った。

この会議は、本年3月末のとりまとめをめぐりに現在、週1回のペースで開かれている。ここでは座長メモで検討事項として、1. 検察の組織、チェック体制の在り方、2. 検察官の人事、教官、倫理の在り方、3. 検察による捜査・公判活動の在り方があがっているが、可視化が議論の中心になることは間違いなく、成果が期待される。

法務省はこの会議での提言をふまえ本年6月をめぐりに可視化についての制度案をまとめ、警察庁との協議をするものとみられている。

他方、警察庁の方は昨年1月国家公安委員長の下に設置した「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が、この間、えん罪被害者からのヒアリングや取調べと可視化についての外国調査の報告等を行ってきたが、この3月には中間的とりまとめを行う予定となっている。ここでのとりまとめは委員の構成からして可視化の実現にむけて予断を許さないものと

予測されている。

また、民主党の中の有志議員によって設立された「取調べの全面可視化を実現する議員連盟」は、現在は検察官認知・直受事件＝特捜案件について可視化の先行法制化を求めて精力的に活動している。

これは、現在の情勢からすると、特捜事件の可視化の方が大方の理解を得られやすいとの判断による。

内閣の体制はこの1月の菅内閣改造人事によって、江田法務大臣、中野国家公安委員長体制となった。

厚生労働省元局長関係事件だけではなく、最近、次から次と問題事件が続出している。大阪地検堺支部は放火事件でいったん起訴した知的障がいのある男性について起訴を取り消した。地検が最後の取調べを録画したDVDには検事の露骨な誘導場面が録画されており、それが起訴取り消しの決め手となったが、それまでに警察や検察がどのような取調べをしていたのかは一部録画のため分らない。

さらに、大阪府東警察署の警察官が取調室の中での任意調べで否認している被疑者に長時間にわたって「お前の人生めちゃくちゃにしたるわ」「殴るぞ、お前。警察をお前なめとったらあかんぞ、こら」等の暴言を用いて自白を強要した状況がICレコーダーに録音される事件が発生した。

そして、この3月には布川事件について無罪判決が出ることは確実である。

このような情勢の中で、いずれにしてもこの3月から数ヶ月が大きな山場である。

弁護士会は、志布志、氷見、足利、厚生労働省元局長をはじめとするさまざまな問題事件、そして布川の無罪判決等を追い風にして今年中には可視化実現のめどをつけるため全力を投入しなければならない。法務省、国家公安委員会、そして菅内閣の現在の姿勢を変えさせなければならないのである。現時点で日

弁連が予定している取り組みのうち集会関係の主なものは次のとおりである。

- 2月17日を中心に国会議員への一斉要請活動と院内集会
- 3月28日に布川事件無罪判決を受けての院内集会と市民集会
- 4月21日東京、同22日大阪、同23日広島で世界の捜査官等と呼んでの国際シンポジウム
- 8月7日神戸の国際犯罪学会世界大会で取調べの可視化とあるべき取調べのシンポジウム

3 市民との連携の状況

取調べの可視化は、法曹三者の問題であるかのように思われがちだが、実はそうではない。裁判員裁判では、市民が裁判員として刑事裁判に参加し、取調べ過程で作成された調書の任意性・信用性の判断をしなければならない。また、市民が、被疑者・被告人として取調べを受ける側に回ることも当然にあり得る。市民の間にも、そういった問題意識を持って取調べの可視化実現を望む人々も多い。そこで、このような声を結集し、市民の側から、取調べの可視化が一般市民にとって重要な問題であることを訴えていく必要があると考えられた。そういった観点から始められた取り組みが、この市民団体の結集である。

市民団体の構成は、もともと取調べ可視化実現に向けて運動を行っていたアムネスティ・インターナショナルと監獄人権センターといった市民団体に加え、冤罪事件に積極的に取り組んできた日本国民救援会、人権市民会議といった団体に運動の中核を担ってもらった。その後、ヒューマンライツ・ナウにも運動の中核を担ってもらったほか、足利事件、布川事件、名張

毒ぶどう酒事件、志布志事件、袴田事件、氷見事件、日野町事件、東電OL殺人事件等の冤罪事件の支援団体、国際人権活動日本委員会、人権と報道・連絡会、フォーラム平和・人権・環境といった市民団体にも呼びかけ団体として運動に加わってもらった。

そして、これらの市民団体が中心となって最初に行った取り組みが、2010年12月2日に弁護士会館クレオで行った市民集会である。この市民集会では、足利事件、布川事件の被害者である菅家利和氏、桜井昌司氏、杉山卓男氏らの声や、足利事件弁護団の泉澤章弁護士、厚生労働省元局長事件の弁護団の河津博史弁護士からの報告のほか、元裁判官の木谷明氏、ジャーナリストの江川紹子氏からの報告などのプログラムを用意し、木曜日の夜という時間にもかかわらず、400人以上の市民参加を得ることができた。この市民集会の意義は、取調べの可視化実現をテーマにした集会を、企画・宣伝、そして当日の司会進行に至るすべてを市民団体のみで実現させたことにある。集会の参加者も、ロースクール生、大学生なども多数含む、バラエティーに富んだ人達で構成され、従来の日弁連主催の集会とは一線を画すものとなった。取調べの可視化が、単純に法曹三者の問題、弁護士だけが望んでいるというわけではないということを宣伝する大きな機会となったといえる。

現在、市民団体では、今回の集会の成功によって得られた連携をもとに、国会議員への呼びかけを強めるために、複数の院内集会の実施を企画している。第1回は2011年3月上旬を予定しており、現在、準備に取りかかっているところである。この市民団体との連携は、取調べの可視化実現が、国民全体の利益につながるものであることを訴える大きな取り組みとなるものと考えている。

(本稿は、1及び2を田中、3を西田が執筆)

Ⅲ 日弁連の提起する取調べ可視化法案の内容

日弁連 取調べの可視化実現本部 副本部長 前田 裕司 (29期)

1 2003年の日弁連可視化法案

日弁連では、可視化ワーキンググループを発足させた直後である2003年12月の段階で、いち早く取調べの可視化に関する刑事訴訟法改正案を提言した。その内容は以下のとおりである。

(1) 被疑者取調べを対象としていること

刑事訴訟法198条の取調べ、すなわち、被疑者に対する取調べを対象としている。

これについては、被疑者のみならず、いわゆる純粋な参考人についても可視化すべきであるとの有力な意見がある。密室での取調べで供述録取書が作成される構造は、参考人も同様であって、その調書の作成経緯が検証の対象とされることは、冤罪防止の観点からも必要である。したがって、参考人取調べも可視化されるべきである。ただ、この案は、取調べ可視化を実現する手順として、もっとも、弊害の大きい被疑者取調べから導入しようとの意図に基づいたものである。

(2) 任意の取調べを含めて全過程の可視化を求めていること

取調べの開始から終了までの全過程を録画・録音することを求めている。

これまでにも、捜査機関の判断によって、取調べのうちの一部を録音したケースはあり、その録音テープが自白調書の任意性・信用性判断の証拠とされたことはあった。

しかし、取調べの可視化の目的が、密室での取調べによる虚偽自白獲得の防止にあることからすると、取調べの全過程が可視化されなければならない。違法・不当な取調べによる虚偽自白の獲得後の、いわば、

被疑者が捜査機関に完全に屈服したあとの録画・録音では、違法・不当な捜査を正当化させることになりかねない。現に、再審中の布川事件では、そのような録音がなされ、これにより、裁判所が自白の任意性・信用性を肯定して、有罪の極めて有力な証拠となったのである。検察庁や警察庁が、自白の任意性立証のためと称して、現在行っている一部録画は、布川事件と同じ構造を持っており、危険で有害である。

取調べ全過程の録画は、日弁連として、絶対に譲れない線である。

なお、身体拘束を受けていない、いわゆる任意の取調べも可視化の対象としていることはいうまでもない。

また、どの場所での取調べを対象とするかもひとつの問題である。日弁連可視化法案では、この点に言及していないが、想定しているのは、現に捜査機関で行われている取調べ室での取調べである。

(3) 録画・録音に関する詳細な手続規定を置いていること

録画・録音の手続について、詳細な規定を置いた。

記録媒体を2つ置いて録画・録音すること、取調べ開始時刻の被疑者への確認、終了時点における記録媒体2つのうちのひとつへの封印とこれに対する被疑者の確認など、取調べ録画・録音の過程やその後における記録媒体へ加工ができないような措置を規定している。現に、布川事件でも録音テープの改ざんが疑われ、また、高野山放火事件といわれる事件においても、捜査機関によるテープの改ざんが疑われた。また、2010年9月に発覚した郵政不正事件における検察官によるフロッピーディスクの改ざんは記憶に新しい。これらの事実を踏まえると、このような詳細な規定の必要性が一層明らかとなっている。

(4) 被疑者の記録媒体の複製についての交付請求権があること

加えて、被疑者に対して記録媒体の複製の交付請求権を規定した。

捜査機関は、取調べの録画・録音をした場合には、その記録媒体に関する目録を交付するとともに、被疑者・弁護人に記録媒体そのものの複製の交付請求権を認めている。検察官の証拠開示に関しては、検察官請求証拠の副本交付すら実現していない現状であるが、取調べの録音・録画に関しては、その証明力が高いものであり、その改ざんによる影響も甚大

であることから、被疑者に複製の交付請求権を規定したものである。取調べの可視化を実現しているイギリスなどの諸外国の例においても、複製の交付を行っているところが多い。

(5) 起訴後の記録媒体の裁判所保管

起訴後は、記録媒体の管理を裁判所に委ねる規定をおいた。

いずれも、記録媒体を確実に誤りのないように保管することを通じて、正しい検証ができるようにしようとするものであり、場合によっては、この裁判所保

日弁連の取調べ可視化のための立法案

2003年12月4日

第198条に次の1条を加える。

第198条の2

I 前条の取調べに際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、取調べの開始から終了までの全過程を録画又は録音しなければならない。

II 前項の録画又は録音は、次の方法によらなければならない。

- ① 録画又は録音の際には、音声及び画像若しくは音声を記録するためのビデオテープ、録音テープ又は電子的方式・磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という）のうち、同じ記録媒体を2つ用いて同時に記録しなければならない。
- ② 取調べを開始する場合は、それに先立って録画又は録音を開始し、被疑者に時計を示して時刻を確認させなければならない。
- ③ 取調べを中断する場合は、中断の理由及び再開予定時刻を被疑者に告知し、被疑者に時計を示して時刻を確認

させた上で録画または録音を中断しなければならない。

- ④ 第2号の規定は、取調べの再開時においてもこれを準用する。
- ⑤ 取調べを終了する場合は、被疑者に時計を示して時刻を確認させた上で録画又は録音を終了しなければならない。
- ⑥ 録画又は録音の終了後直ちに、取調べを同時に記録した2つのビデオテープ、録音テープ又は電磁的記録媒体のうち1つについては、取調官が署名押印して封印しなければならない。その場合被疑者に対し署名押印を求めなければならない。但し、被疑者はこれを拒絶することができる。

III 取調官は、前項第6号の封印と同時に、被疑者に対し、以下の事項を記載した記録媒体目録を交付しなければならない。

- ① 取調官の名前・官職及びその他取調べに立ち会った者の氏名及び官職
- ② 取調べの開始、中断及び終了の年月日時刻
- ③ 取調べ場所
- ④ 被疑者調書作成の有無及びその数

IV 記録媒体の複製の交付請求

- ① 被疑者又は弁護人は、被疑者に対する取調べを記録したビデオテープ、録音テープ又は電磁的記録媒体の複

製の交付を請求することができる。

- ② 前号の請求を受けた検察官、検察事務官又は司法警察職員は、直ちに取調べを記録した記録媒体のうち第2項6号の封印をしていないもの（以下「複製作成用記録媒体」という）から複製を作成して交付しなければならない。

V 検察官は、公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に第2項6号により封印した記録媒体（以下「封印記録媒体」という）を提出しなければならない。

VI 封印記録媒体を保管する裁判所は第4項により交付された複製の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、封印記録媒体の聴取若しくは閲覧又は複製の作成を許可しなければならない。

第322条に次の1条を加える。

第322条の2

法198条の2第1項の録画若しくは録音がなされなかったとき、第2項若しくは3項の方法が履行されなかったとき、又は第4項のテープの交付がなされなかったときは、被告人の供述を録取した書面で、被告人の署名若しくは押印のあるものであっても、これを証拠とすることができない。

管の記録媒体についても、弁護人からのアクセスが可能となるような規定を置いている。

(6) 可視化されていない取調べでの供述録取書の証拠能力を否定していること

最後に、被疑者の取調べにあたって、この法案に規定する方法による録画・録音がなされなかったときには、被疑者の供述調書の証拠能力を否定する規定をおいた。これにより、取調べにおける録画・録音の実効性を確保しようとしたのである。

2 2009年の民主党の可視化法案

民主党は、可視化法案を作成して、2009年の通

常国会において参議院に提出、同院で可決されたものの、衆議院で廃案となったものであるが、ほぼ、日弁連案に沿う内容となっている。

ここでの特徴は、取調べの可視化を始めるにあたっての対象事件について言及されていることであり、まず、第一に、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者取調べから始めることになっていることである。

日弁連では、可視化法案には、対象事件の限定をおいていない。ただ、全事件を究極の目標としつつも、その実現可能性の観点から、経過的措置として、事件を限定して(例えば、裁判員裁判対象事件から始める)取調べ可視化を進めるについては、ほとんど異論がなく、可視化実現本部としては、対象事件については、柔軟に対応する考えである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

一 被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

- 1 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならないものとする。この場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録するものとする。
- 2 1により記録をした記録媒体の一については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前において封印をしなければならないものとする。この場合においては、当該記録媒体が1により記録をしたものであることについて、被疑者に確認を求められることができるものとする。
- 3 2の確認がされたときは、2の封印

に被疑者の署名押印を求められることができるものとする。ただし、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでないものとする。

- 4 被疑者又はその弁護人は、1により記録をした記録媒体(2により封印をした記録媒体以外のものに限る。)を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができるものとする。被告人又はその弁護人についても、同様とするものとする。
- 5 4により閲覧され、若しくは聴取され、又は複製が作成された記録媒体に係る複製等の管理及び保管、目的外使用禁止並びに目的外使用の罪については、被告事件の審理の準備のために開示された証拠に係る複製等と同様とするものとする。
- 6 1により記録をした記録媒体の取調べについては、2により封印をした記録媒体の封印を開封した上、これを再

生するものとする。

- 7 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であって、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、これを証拠とすることができないものとする。
- 8 被疑者の弁解についても、1から7までと同様とするものとする。

三 その他

- 2 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一1の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ(特別司法警察職員が行うものを除く。)について行わなければならないものとする。

現在、可視化について何としてもその実現を阻止したいと考えている警察や検察等の動きがある。厚生労働省元局長事件等を受けての最高検の捜査、公判活動の問題点等についての検証結果は一部録画を実施することを想定した報告になっている。

それだけではなく、ここにきてさまざまな理由にならない理由をあげて全過程の録画制度を批判する動きが出てきている。

そのいくつかをあげると、一つは捜査機関が自らの裁量で取調べの任意性、信用性を確保するために一部録画を実施するもので可視化ではないといっているのに、一部のマスコミは一部録画があたかも「取調べの可視化」であるとの誤解を与えかねない報道をしていること。一部録画は全過程の録画＝可視化とは似て非なるもののに。

二つは、日弁連は全面可視化といって全事件と全過程の可視化をいっているが、交通事故をいれど刑事事件は約200万件あるのだから到底無理だ、日弁連は無茶なことをいっているとの宣伝。

しかし、これは全く日弁連のいっていることをねじ曲げている。全面といった場合、全事件か、取調べの全過程かの二つの問題があり、日弁連は取調べの全過程には断固こだわるが、事件については即時に全事件を可視化すべきとはいっていない。そんなことは非現実的で、事件については段階的導入でいい、まずは例えば、国民が裁判員裁判に関わっている時

期だから裁判員裁判からやってみたらどうかといっている。その後外国人、少年、障がいのある人等のいわゆる供述弱者についてやるとか、どのような事件について導入するかは議論をしたらいいと考えている。そして、全面という言葉は多義的なので、日弁連は全過程可視化といい、全面可視化という言葉は使っていないのである。

三つ目は、検察官・弁護士・裁判官そして裁判員も取調べ状況を記録したDVDをすべて視聴しなければならなくなり、大変だし、裁判が遅延するのではないかとの議論。

これも取調べの全過程を録画しても、公判前整理手続等の運用で証拠を厳選し、録画のすべてを確認する必要があるわけではないことは明らかだし、可視化を導入した諸外国では取調べをめぐる争いが激減しているのである。

他にも理由にならない理由を出してきているが、私たちはそれらに対して一つ一つの確に反論、説明をし、全過程の録画制度がえん罪と虚偽の自白を防止するためには必要なのだということを明らかにしなければならない。

私は、本当に可視化が実現する情勢になったからこそ、このような動きが出ていると考えている。

可視化を実現するチャンスは目の前に来ているのである。

(2011年1月26日 記)